

渋川市契約規則

平成18年2月20日

規則第49号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札（第2条—第16条の2）

第2節 指名競争入札（第17条—第19条）

第3節 随意契約（第20条—第23条）

第4節 せり売り（第24条）

第3章 契約の手続（第25条—第30条）

第4章 契約の履行（第31条—第48条）

第5章 工事の請負（第49条—第51条）

第6章 物品の取得、修繕、賃借及び処分（第52条—第55条）

第7章 設計等に係る業務の委託（第56条—第59条）

第8章 清掃等役務の提供に係る業務の委託（第60条）

第9章 公有財産の取得、処分及び賃借（第61条—第64条）

第10章 雑則（第65条・第66条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の規定に基づく売買、賃借、請負その他の契約について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格の公示）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者

に必要な資格を定めたときは、市広報、新聞又は掲示場への掲示その他の方法により公示するものとする。

(一般競争入札の公告の方法)

第3条 市長又は契約についてその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）は、一般競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項について、その入札期日の前日から起算して、10日前までに公告するものとする。ただし、急を要する場合又は再度入札に付する場合は、この限りでない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約事項を示す日時（期間）及び場所
- (4) 競争入札執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 前条の規定は、前項の規定による公告について準用する。

(一般競争入札の無効)

第4条 契約担当者は、前条の規定による公告をした場合には、次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする旨を明らかにしておくこととする。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 同一事項に対し2以上の入札をした者
- (3) 入札に際し不正の行為のあった者
- (4) 入札保証金が次条第1項の規定に達しない者
- (5) 入札書に必要な事項を記載しなかった者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者

(一般競争入札の入札保証金)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、見積り金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に入札保証金納付書（様式第1号）により納めなければならない。ただし、市長が指定する事業者（以下「指定事業者」

という。)の使用に係る電子計算機を利用して、市が所有する普通財産及び物品の売払いを行う事務の手續(以下「公有財産売却システム」という。)による一般競争入札については、予定価格の100分の5以上の額で市長が定める額の入札保証金を納めなければならない。

2 前項の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債(利付国債に限る。)及び地方債

(2) 契約担当者が確実に認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 契約担当者が確実に認める金融機関の保証

(4) 公有財産売却システムを管理する指定事業者の保証(公有財産売却システムによる一般競争入札に係るものに限る。)

3 一般競争入札に参加しようとする者が、契約担当者が確実に認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

4 第2項に定める担保の価値は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるとおりとする。

(1) 国債及び地方債 額面金額

(2) 契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(3) 契約担当者が確実に認める金融機関の保証 保証金額

(4) 公有財産売却システムを管理する指定事業者の保証(公有財産売却システムによる一般競争入札に係るものに限る。) 保証金額

(入札保証金の免除)

第6条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保

険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が令第167条の5第1項の規定により、市長が必要と定めた資格を有する者で、その者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3) 一般競争入札に参加しようとする者が、国、地方公共団体、公社又は公団であるとき。

(入札保証金の還付)

第7条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、落札者の決定後、直ちに、これを入札保証金還付請求書（様式第2号）により還付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

(一般競争入札の予定価格)

第8条 契約担当者は、一般競争入札に付する場合は、その事項に関する図面、仕様書又は設計書等に基づき、その契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行の期間の長短等を考慮して、予定価格を定めなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項について、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない価格と消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ価格を定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給又は使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 一般競争入札を行う場合においては、予定価格を記載した予定価格等調書（様式第3号）を封書とし、開札の際これを開札場所におかなければならない。ただし、市長が別に定めるところにより予定価格を入札前に公表するときは、予定価格等調書を封書にしないことができる。

4 前項の予定価格調書は、落札決定後当該契約関係書類とともに保存しなければならない。

(一般競争入札の最低制限価格)

第9条 契約担当者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定に準じて最低制限価格を設けることができる。

2 前項の場合においては、前条第3項の予定価格等調書に併せて最低制限価格を記載しておくものとする。

(入札書等の提出)

第10条 一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札に付する事項ごとに入札書（様式第4号）に必要な事項を記載し、記名押印の上、封書にて所定の場所及び時間内に提出しなければならない。

2 入札に参加しようとする者の代理人が入札しようとする場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 前項の代理人は、同一入札において、2人以上の代理人となることできない。

4 入札者は、同一入札において、他の入札者の代理人となることはできない。

(入札の中止)

第11条 天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、入札を延期し、又は中止することができる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第12条 契約担当者（市長を除く。）は、第9条第1項の規定による最低制限価格を設けなかったときで、令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることが著しく不適當であると認めるときは、その理由を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(一般競争入札の再度公告入札)

第13条 令第167条の2第1項第8号及び第9号の規定により随意契約をする場合を除き、一般競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合においては、

更に一般競争入札に付するものとする。

(開札)

第14条 一般競争入札の開札は、第3条の規定により公告した入札の場所において、入札後直ちに入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争入札の落札後の措置)

第16条 落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(電子入札)

第16条の2 一般競争入札の手続については、第3条から前条までの規定にかかわらず、市長が別に定める方法による電子入札（本市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 前項の規定により行われた入札は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本市に到達したものとみなす。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札の場合にあっては、公有財産売却システムを管理する指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、市長が開札の日に公有財産売却システム上の画面のうち入札者一覧画面で入札に参加した者を確認した時に本市に到達したものとみなす。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格の公示)

第17条 第2条の規定は、令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合にこれを準用する。

(指名競争入札参加者の指名)

第18条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから競争に参加させようとする者5人以上を指名し、指名通知書(様式第5号)又は指名通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、特別の事情があるときは、指名者数については、この限りでない。

2 前項の指名を行う場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 履行の期限
 - (2) 工事等の施工場所又は物件の納入場所
 - (3) 特殊な工事又は製造においては当該実績
 - (4) 特殊な技術、機械等を必要とする場合においては、当該技術、機械等
 - (5) 手持ち工事の状況
- (一般競争入札の規定の準用)

第19条 第4条から第12条まで及び第14条から第16条の2までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(随意契約によることができる場合の限度額)

第20条 令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によって締結できる金額は、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約の予定価格)

第21条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ、第8条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格を定めることが困難又は不相当と認められるときは、予定価格の設定を省略できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、相手方から徴した見積書等を審査し、適切と認められる最低の見積価格が30万円未満であるときは、これをもって当該予定価格とし、予定価格等調書の作成を省略できるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第2項の規定により見積書の徴取を省略するときは、予定価格等調書の作成を省略できるものとする。

(見積書の徴取及び省略)

第22条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積り合わせ通知書(様式第7号)により、契約条項その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者から見積書を徴するものとする。

(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当と認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 国又は地方公共団体と契約するとき。

(2) 法令等により価格が定められている契約をするとき。

(3) 価格を定めて払下げをするとき。

(4) 1件の価格が10万円以下であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴することが困難又は不相当と認められるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、見積書の徴取については、第16条の2に規定する電子入札の例により行うことができる。

(特定の随意契約に係る手続)

第23条 令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結しようとする時の手続は、次のとおりとする。

- (1) 契約名称、契約内容、契約相手方の選定基準等をあらかじめ公表すること。
- (2) 契約の締結後において、契約期間、契約金額、契約の相手方の名称及び契約の相手方とした理由を公表すること。

第4節 せり売り

(せり売り)

第24条 契約担当者は、令第167条の3の規定により動産の売払いについて特に必要があると認められるときは、一般競争入札に関する規定に準じて、せり売りに付することができる。

第3章 契約の手続

(契約の手続)

第25条 法令及びこの規則に特別の定めがある場合を除くほか、契約を締結しようとするときは、建設工事請負契約書(様式第8号)、物品購入契約書(様式第9号)、修繕契約書(様式第9号の2)、賃貸借契約書(様式第9号の3)、業務委託契約書(土木設計業務等に係る業務委託用)(様式第10号)、業務委託契約書(建築設計業務に係る業務委託用)(様式第10号の2)、業務委託契約書(工事監理業務に係る業務委託用)(様式第10号の3)又は業務委託契約書(清掃等役務の提供に係る業務委託用)(様式第11号)を作成しなければならない。ただし、これらの様式により難いと契約担当者が特に認めたときは、別の様式をもってこれに代えることができる。

2 契約の相手方は、落札の通知を受けた日から5日(渋川市の休日を定める条例(平成18年渋川市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。)以内に契約を締結しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

3 契約の相手方が前項の手続を怠ったときは、その者を契約の相手方とす

る決定は効力を失う。

(仮契約書の作成)

第26条 契約担当者は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年渋川市条例第52号）第2条及び第3条に掲げる契約をしようとするときは、議会の議決を得たときに当該契約が成立する旨を告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書を作成しなければならない。

2 仮契約書を作成する場合は、前条の規定を準用する。

(契約書の作成の省略及び請書の徴取)

第27条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第25条に規定する契約書の作成を省略することができる。この場合において、第1号に定める契約を締結するときは、その契約に必要な事項を記載した工事請負請書（様式第12号）、物品売買請書（様式第13号）、修繕請書（様式第13号の2）又は業務委託請書（様式第14号）を徴するものとする。ただし、契約金額が10万円以下の場合は、請書の徴取を省略することができる。

- (1) 契約金額が30万円を超えないとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- (4) 国又は地方公共団体その他の公共団体の機関と契約するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要がないと認めたとき。

(契約保証金)

第28条 契約担当者は、契約を締結する場合は、その相手方をして契約金額の10分の1以上の金額の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札については、予定価格の10分の1以上の額で市長が定める額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代え

ることができる。

(1) 第5条第2項第1号及び第3号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条第1項の規定により登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）による保証

3 前項第2号の保証事業会社の保証を契約保証に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第5条第3項及び第4項の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合について準用する。この場合において、同条第3項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「金融機関」とあるのは「金融機関又は保証事業会社」と、同条第4項第3号中「金融機関」とあるのは「金融機関又は保証事業会社」と、それぞれ読み替えるものとする。

（契約保証金の免除）

第29条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が、第2条及び第17条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国（公社又は公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納さ

れるとき。

(6) 前各号に定める場合のほか、一般競争入札又は指名競争入札による契約を締結する場合において、当該契約が確実に履行されると認められるとき。

(7) 随意契約を締結する場合において、当該契約が確実に履行されると認められるとき。

(8) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結するとき。

(契約保証金の還付)

第30条 契約保証金は、契約の相手方がその契約を履行した後に、これを還付しなければならない。ただし、契約により担保義務が終了するまでの間、その全部又は一部を留保することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金は、契約の相手方の申出により契約金（歳入に係るものに限る。）に充当することができる。

第4章 契約の履行

(契約の変更)

第31条 契約担当者が必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は履行を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約の相手方が損害を受けたときは、その契約の相手方と協議して定めた損害額を賠償するものとする。

2 契約の相手方は、自己の責めに帰する理由により又は天災その他その責めに帰することができない理由があるために契約の履行期限までにその履行を完了することができないときは、完成期日延期申請書（様式第15号）又は物品納入延期申請書（様式第16号）を提出しなければならない。

3 契約担当者は、前項の規定による提出があった場合において、天災その他契約の相手方の責めに帰することができない理由があるためやむを得ないと認めるときは、契約の履行期限を延長することができる。

4 第1項（契約の内容を変更する場合に限る。）又は前項の場合においては、直ちに第25条又は第27条の規定の例により工事請負変更契約書

(様式第17号)、業務委託変更契約書(様式第18号)若しくは修繕変更契約書(様式第18号の2)を作成し、又は工事変更請書(様式第19号)、業務委託変更請書(様式第20号)若しくは修繕変更請書(様式第20号の2)を徴さなければならない。

5 契約担当者は、契約の相手方が自己の責めに帰する理由により契約の履行期限までにその履行を完了することができない場合においては、遅延利息を徴収することができる。

(履行遅延利息)

第32条 前条第5項に規定する遅延利息は、契約金額の未済部分相当額に対し、遅延日数に応じ年3パーセントを乗じて計算した額とする。

(債権譲渡の禁止)

第33条 契約の相手方は、契約上の債権及び権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにした債権譲渡承認願(様式第21号)を提出して契約担当者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承認を得た場合は、契約の相手方は、直ちに債権譲渡通知書(様式第22号)を契約担当者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第34条 契約の相手方は、契約の履行についてその全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ内容を明らかにした書面で契約担当者の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第35条 契約担当者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約の相手方の責めに帰する理由によりその期間内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 正当な理由がなく、着手期日を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の締結及び履行について不正な行為があったとき。

(4) 資格を制限した場合において、無資格者であることが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約事項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、その契約に係る既納部分又は既済部分があるときは、引渡しを求めることができる。この場合においては、当該部分を検査の上契約金額を支払わなければならない。

(違約金)

第36条 契約担当者は、前条の規定により契約を解除したときは、解除部分に対する契約金額の10分の1に相当する金額を、契約の相手方から違約金として徴収することができる。

2 契約の相手方が契約保証金を納付しているときは、契約担当者は、その契約保証金を前項に定める違約金に充当することができる。

3 前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後において契約保証金に残額がある場合においては、契約担当者は、その残額を速やかに返還しなければならない。

(契約の相手方の解除権)

第37条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第31条第1項の規定により契約の内容の変更があったため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第31条第1項の規定により契約の履行の一時中止があり、その期間が3月以上に達したとき。

(3) 契約担当者が契約に違反し、その違反によって履行が不可能になったとき。

2 第35条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(契約履行前の損害)

第38条 契約の履行に関し生じた損害又は契約の目的物の引渡し前に生じた損害は、契約の相手方の負担とする。ただし、契約の相手方の責めに帰さない理由による場合の損害については、この限りでない。

(部分払)

第39条 契約に係る給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納前又は完済前に代金の一部を支払う必要がある場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、その定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

(1) 物件の買入れ 既納部分に対する代価

(2) 工事又は製造その他の請負 既済部分に対する対価の10分の9に相当する額

2 前項の部分払をすることができる回数は、4回を超えることができない。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により部分払をする場合において、前払金があるときは、既納部分又は既済部分の率に対する前払金の額をその都度算定し、その部分払の支払金額から差し引くものとする。

4 第1項及び前項の規定は、第1項の規定により部分払をした後、再度部分払をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「既納部分」とあるのは「既納部分から既に部分払の対象となった既納部分を控除した部分」と、「既済部分」とあるのは「既済部分から既に部分払の対象となった既済部分を控除した部分」と読み替えるものとする。

(部分払の申請)

第40条 前条の規定により部分払を受けようとするときは、出来形検査願(様式第23号)又は納品検査願(様式第24号)を契約担当者に提出し、その確認を求めなければならない。

(監督及び監督員の服務)

第41条 契約担当者は、契約の適正な履行を確保するため、職員に命じ、又は令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定による監督を行う者(以下「監督員」という。)を定めるとき、又は変更したときは、監督員指定(変更)通知書(様式第25号)によりその氏名を契約相手方に通知するものとする。

- 3 監督員は、契約書、図面、仕様書等に基づき、契約の履行に立ち会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 4 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において知ることができた事項でその秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。
- 5 前3項の規定により監督した場合においては、監督員は、その監督の結果及び指示した事項を記録しておかねばならない。この場合において、特に必要と認める事項については、契約担当者に報告し、その指示を求めなければならない。

(契約の履行の届出)

第42条 契約の相手方は、その契約を履行したときは、その旨を契約担当者に工事完成通知書(様式第26号)、業務完了通知書(様式第27号)、修繕完了通知書(様式第27号の2)又は物品検収願(様式第28号)若しくは納品書で届け出なければならない。ただし、文書により難しい場合は、この限りでない。

(検査及び検査員の服務)

第43条 契約担当者は、次に掲げる場合は、職員に命じ、又は令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約の相手方が、給付を完了したとき。
- (2) 給付の完了前に出来高に応じた対価の一部について支払をしようとするとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約により給付の一部を使用しようとするとき。
- (4) 第35条又は第37条の規定による契約の解除があったとき。

2 前項の規定により検査を行う者(以下「検査員」という。)は、契約書、図面及び仕様書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じてその契約

に係る監督員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査しなければならない。

3 前2項の場合において、特に必要があると認めるときは、検査員は、一部を破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。この場合において、検査及び復元に要する経費は、契約の相手方が負担するものとし、契約担当者は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

4 前3項に規定する検査の結果は、その給付の内容に適合しないものであるときは、検査員は、契約の相手方に必要な措置をすることを求め、その経過を記録し、又はその措置についての意見を契約担当者に報告し、その指示を求めなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職の禁止)

第44条 法第234条の2第1項の規定により監督を行う職員又は検査を行う職員は、監督の職務及び検査の職務を兼ねることができない。

(検査の立会い)

第45条 契約担当者は、第43条に規定する検査を行おうとするときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。

2 検査に当たっては、監督員以外の職員又は会計管理者若しくは会計職員の立会いを求めることができる。

3 前項の検査に立ち会う職員は、検査について意見を述べることができる。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第46条 契約担当者は、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した文書を提出させ、確認しなければならない。

(検査調書等の作成)

第47条 検査員は、検査を完了したときは、工事検査調書(様式第29号)、業務検査調書(様式第30号)、修繕検査調書(様式第30号の2)又は物品検収調書(様式第31号)を作成し、契約担当者に提出しなければならない。物品の納入等で特に検収調書の作成を必要としないもの

については、請求書等に検査した旨を記載することにより省略することができる。

2 契約担当者は、検査調書等が提出された場合、契約の相手方に対しその検査結果を工事完成検査結果通知書（様式第32号）等により通知するものとする。

3 検査員は、第43条第1項第2号の規定による検査を行ったときは、出来形調書（様式第33号）を作成しなければならない。

（対価の支払又は物件の引渡し）

第48条 第43条の検査に合格したものでなければ、その契約に係る支払をすることができない。

2 対価の一部について前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の支払の際にこれを精算するものとする。

3 第35条又は第37条の規定による契約の解除があったときは、その契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で第43条の検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

4 契約代金を支払う場合は、契約の相手方は、請求書によって市長に請求しなければならない。

5 契約に基づく物件の引渡しは、対価の納付が完了したことを確認後、速やかに、工事完成引渡書（様式第34号）、業務完了引渡書（様式第35号）又は修繕完了引渡書（様式第35号の2）を契約担当者に提出し物件の引渡しをしなければならない。

第5章 工事の請負

（契約書の作成）

第49条 工事請負に関する契約を締結する場合は、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載の必要がないと認めた事項については、省略することができる。

（1） 契約の目的

（2） 契約の金額

- (3) 履行の期間
 - (4) 契約保証金に関する事項
 - (5) 契約履行の場所
 - (6) 契約代金の支払又は受領の期間及び方法
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 履行の遅滞その債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担
 - (10) 契約不適合責任
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) その他必要事項
- (工事費内訳明細書等の様式)

第50条 建設工事に係る受注者は、建設工事請負契約書又は工事請負請書に基づいて次の表の左欄に掲げる書類を提出しようとするときは、当該右欄に掲げる様式により作成して提出しなければならない。

区分	様式
工事費内訳明細書	様式第36号
変更工事費内訳明細書	様式第37号
工程表	様式第38号
現場代理人等指定(変更)通知書	様式第39号
前払金請求書	様式第40号
部分払請求書	様式第41号

(部分払の回数)

第51条 請負工事一件についてすることができる部分払の回数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、1回に限り増加することができるものとする。

契約金額	前金払をしていない場合	前金払をしている場合	
		中間前金払無	中間前金払有

500万円未満	1回	支払わない	支払わない
500万円以上1,500万円未満	2回以内	1回	支払わない
1,500万円以上3,000万円未満	3回以内	2回以内	支払わない
3,000万円以上	4回以内	3回以内	支払わない

第6章 物品の取得、修繕、賃借及び処分

(契約書の作成)

第52条 渋川市財務規則（平成18年渋川市規則第43号。以下「財務規則」という。）第201条に規定する物品の取得、修繕又は賃借に関する契約を締結する場合は、次に掲げる事項を掲載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により掲載の必要がないと認められた事項については、これを省略することができる。

- (1) 物品の名称、規格及び数量
- (2) 修繕に関する契約については、修繕の目的及び内容
- (3) 契約の金額
- (4) 納入期限、履行期限又は賃貸借期間
- (5) 納入場所又は引渡場所
- (6) 検査又は検収
- (7) 代金の支払時期
- (8) 部分使用及び部分払に関する規定
- (9) 契約不適合責任
- (10) その他必要な事項

(契約不適合責任)

第53条 契約担当者は、引渡しを受けた物品が契約の内容に適合しないものであるときは、契約書で定める期間内に新たな物品の納入を求め、又はこれにより損害を受けた場合は、損害賠償の請求をすることができる。

(部分使用及び部分払)

第54条 契約担当者は、特に必要があると認めたときは、納品が完了しな

い場合でも、契約の相手方に物品の分割納入を求め、既納部分について検収を行い、引渡しを受け、これを使用することができる。

2 前項の場合において、契約金額が200万円を超え、かつ、契約物品の完納に契約日から1か月以上を要するときは、契約の相手方は、既納部分に対する対価について、部分払を請求することができる。

3 前2項の規定は、契約書で定めることにより効力を生ずるものとする。
(物品の処分)

第55条 契約担当者は、財務規則第219条第2項の規定による売払いの決定があった物品の売却を行う場合は、第52条各号に定める要件を備えた契約書を作成しなければならない。

2 前項において、物品の買受人は、契約物品の引渡しと同時に契約担当者の定める手続に従い、代金を納入しなければならない。

第7章 設計等に係る業務の委託

(契約書の作成)

第56条 契約担当者は、設計又は監理等(以下「設計等」という。)に係る業務の委託に関する契約を締結する場合は、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 履行期間
- (3) 契約の金額
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 監督及び検査
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 契約不適合責任
- (9) その他必要な事項

(工程表等の届出)

第57条 設計等に係る業務の委託を受ける者(以下「受注者」という。)

は、業務委託契約書（設計等に係る業務委託用）又は業務委託請書に基づいて、別に定める様式により、工程表、業務内容の明細書等指定された書類を契約担当者に提出するものとする。ただし、契約担当者が特に認めた場合は、受注者の書式をもってこれに代えることができる。

（技術者の届出）

第58条 受注者は、当該業務に係る関係法令に規定する技術者を定め、別に定める様式により契約担当者に届けなければならない。

（業務の報告及び検査）

第59条 受注者は、当該業務を完了したときは、速やかにその内容を契約担当者に報告し、検査を受けなければならない。

2 契約担当者は、検査の結果、契約どおり業務が完了していないと認めた場合は、業務のやり直しを求めることができる。この場合において、受注者は、再度検査を受けなければならない。

第8章 清掃等役務の提供に係る業務の委託

（契約書の作成）

第60条 契約担当者は、清掃、警備、保守等役務の提供に係る業務の委託に関する契約を締結する場合は、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- （1） 契約の目的、内容及び範囲
- （2） 履行期間
- （3） 契約の金額
- （4） 契約保証金に関する事項
- （5） 委託業務が完了した旨の報告義務及び検査に関すること。
- （6） 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- （7） その他必要な事項

第9章 公有財産の取得、処分及び賃借

（定義）

第61条 この章において、「公有財産」とは、財務規則第198条第1項に規定する公有財産土地建物総括台帳に記載された土地（樹木等の定着物

を含む。)及び建物(工作物を含む。)をいう。

(契約書の作成)

第62条 買入れにより公有財産を取得する場合は、財務規則第173条及び第176条の規定による手続を行い、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載の必要がないと認めた事項については、これを省略することができる。

- (1) 契約金額(交換契約による場合は、交換差金)
- (2) 土地にあつては、所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあつては、所在、地番、家屋番号、構造、種類及び床面積
- (4) 登記義務者及び登記の時期
- (5) 代金支払に関する事項(前金で支払う必要がある場合は、その時期)
- (6) その他必要な事項

2 売払い、譲与その他の方法により公有財産を処分する場合は、財務規則第199条及び第200条の規定による手続を行い、相手方と契約を締結し、契約書を作成しなければならない。この場合において、当該契約書には、前項各号に定める事項を記載しなければならない。

3 公有財産のうち普通財産を貸し付ける場合は、財務規則第191条から第196条までの規定による手続を行い、第1項各号に定める事項及び契約期間を定めた契約書を作成しなければならない。

4 土地又は建物の借入れの契約については、第1項各号に定める事項、契約期間を定める事項及び契約期間を定めた契約書を作成しなければならない。

(登記及び代金の支払)

第63条 公有財産の取得に伴う代金の支払については、前金払をできる場合を除くほか、所有権移転登記完了後に行うものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(代金の受領及び登記)

第64条 公有財産の処分に係る所有権移転登記は、原則として売払代金の

受領後に行うものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

第10章 雑則

(特殊の場合の契約)

第65条 特殊の場合の契約でこの規則の規定を適用し難いときは、その事情に応じて、法令及びこの規則の趣旨を尊重の上、必要な契約をすることができる。

(その他)

第66条 この規則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の渋川市財務規則（昭和55年渋川市規則第3号）、渋川市建設工事執行規則（昭和40年渋川市規則第23号）、伊香保町財務規則（平成10年伊香保町規則第5号）、小野上村財務規則（昭和40年小野上村規則第2号）、小野上村土木工事建設（築）工事執行規則（昭和28年小野上村規則第1号）、子持村財務規則（昭和41年子持村規則第1号）、子持村建設工事執行規程（平成15年子持村訓令第1号）、赤城村財務規則（昭和40年赤城村規則第22号）又は北橋村契約規則（平成15年北橋村規則第3号）の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年5月23日規則第188号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月1日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月20日規則第27号)

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年2月12日規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月12日規則第17号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第26号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月10日規則第41号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月27日規則第28号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日規則第35号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月10日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日規則第41号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第21号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日規則第25号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日規則第36号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 2 2 日規則第 4 5 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日規則第 8 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の渋川市契約規則第 6 条及び第 2 9 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 1 6 日規則第 9 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 0 日規則第 2 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 2 5 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる落札の通知による契約について適用し、施行日前において行われた落札の通知による契約については、なお従前の例による。